

平成29年度柏原市自動販売機設置事業者募集要項

柏原市政策推進部企画調整課が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

1 公募物件

公募物件については、平成29年度自動販売機公募物件一覧表及び物件明細書を参照してください。

(1) 設置は物件番号ごとに各1台とします。

なお、自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もありますので、応募前に設置場所の確認をしてください。設置場所の確認を行う場合は、平成29年度自動販売機公募物件一覧表及び物件明細書に記載の施設所管課に連絡をし、承諾を得てから行ってください。

(2) 物件明細書に記載の売上実績は、現在の設置事業者からの申告本数です。

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。なお、設置事業者として決定した後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は、設置事業者としての使用許可を取り消します。

(1) 平成29・30年度入札参加資格審査申請書等を提出していること。

(2) 申込の日から過去1年間において、自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）を行った実績を有する者。

(3) 柏原市において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当し、一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(4) 柏原市暴力団排除条例（平成25年柏原市条例第27号）第2条第7号に規定する暴力団員又は同条第8号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(5) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(6) 国税及び柏原市税に滞納がないこと。

(7) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。（該当の場合のみ）

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続きの開始の申し立てがなされていないこと。

3 公募条件等

(1) 使用形態

自動販売機の設置場所の使用については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく、行政財産使用許可とします。

(2) 使用料等

① 使用許可の期間

事業期間は 5 年、ただし使用許可の期間（自動販売機の設置・撤去に要する期間は、使用許可期間に含めます。）は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間とし、単年度更新とします。なお、設置場所や設置台数の無断変更、使用料の未納のほか、本募集要項に定める事項に違反する問題等が生じた場合は、使用許可の取り消し、協定の解除を行います。

② 使用料

行政財産使用料条例(昭和 41 年柏原市条例第 11 号)第 3 条及び行政財産使用料条例施行規則(昭和 41 年柏原市規則第 2 号)第 2 条により算定した額とします。なお、使用料は、柏原市が発行する納入通知書により納入期限までに全額納入してください。

(使用料例)

柏原市役所本館に 1.2m×0.8m の自動販売機を 1 台設置した場合：2,208 円／年

③ 収益加算金

行政財産使用料条例第 3 条ただし書きの規定に基づき徴収します。

収益加算金とは

収益加算金は、設置した自動販売機の各月ごとの売上合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）に、設置事業者が提示した収益加算率を乗じた金額とします。

なお、当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

最低収益加算率は、40%とします。応募収益加算率提案書（柏原市所定様式 2）には、40%以上の率を記入してください。

設置事業者は、各月ごとに売上金額が確認できる販売実績を書面により柏原市に報告し、柏原市が発行する納入通知書により納入期限までに納入してください。なお、柏原市が販売実績の算定根拠となる数値（カウンターの確認等）、資料等の確認を申し出た場合には、速やかにこれに応じるものとします。

④ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。なお、自動販売機の設置及び撤去については、現在、自動販売機を設置している事業者及び平成 29 年度自動販売機公募物件一覧表及び物件明細書に記載の施設所管課に連絡をし、承諾を得てから行ってください。

(3) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 行政財産使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納入すること。
- ② 使用期間中に2-(7)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。(該当の場合のみ)
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ④ 販売品の納入・廃棄物の搬出時間及び経路については、柏原市の指示に従うこと。
- ⑤ 販売品目は物件明細書のとおりとすること。
- ⑥ 酒類(ノンアルコールビール等のアルコール疑似飲料を含む。)の販売は行わないこと。
- ⑦ メーカー希望小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ⑧ 設置する自動販売機は、省エネルギー使用とすること。また、柏原市が指定する場所には、省スペース対応、バリアフリー対応及び災害救援対応の自動販売機を設置すること。

(4) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、販売品目については、多品種、多品目で一般市場において認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成とすること。
商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 設置事業者は、販売品目の容器(缶・ペットボトル等)の種類に応じた使用済容器の回収ボックス(ごみ袋付き)を設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分確認したうえで、転倒防止策等の安全対策を講じること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ⑥ 商品補充等の作業時間については、設置施設の管理者の指示に従うこと。
- ⑦ 柏原市の認める場合を除き、自動販売機の設置を中止しないこと。

(5) 使用許可の取消し及び変更

柏原市が許可物件を公用若しくは公共の用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更することがあります。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間が終了した場合又は許可を取消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を柏原市に請求することができません。

4 応募申込手続き

(1) 申込方法

① 郵送の場合（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）

申込受付期間 平成 29 年 2 月 17 日（金）～平成 29 年 2 月 23 日（木）必着

送付先 〒582-8555

柏原市安堂町 1 番 55 号

柏原市役所 政策推進部企画調整課 宛

② 持参の場合

申込受付期間 平成 29 年 2 月 17 日（金）～平成 29 年 2 月 23 日（木）

（土・日・祝日を除く）

午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

提出場所 柏原市安堂町 1 番 55 号

柏原市役所 政策推進部企画調整課

※電話、FAX、インターネットによる受付は行いません。

(2) 申込に必要な書類 ※提出部数は各 1 通。

① 応募申込書（柏原市所定様式 1）

② 応募収益加算率提案書（柏原市所定様式 2）【定型封筒に封入のこと】

③ 誓約書（柏原市所定様式 3）

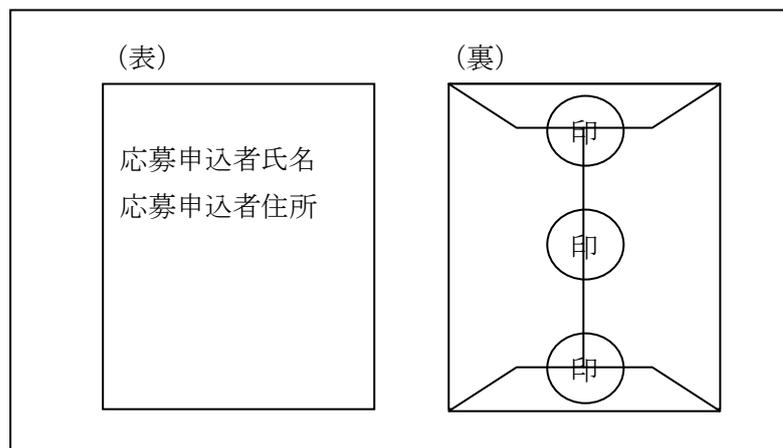
④ 業務経歴書（柏原市所定様式 4）

※提出書類は、すべて原本を提出すること。

(3) 書類の提出について

応募収益加算率提案書のみ定型封筒に入れたうえで封をし、その封筒の表面に応募申込者の住所・氏名を油性ボールペン等で記入のうえ、封筒の継目部分に実印を押印し、応募申込書その他必要書類を添えて郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）又は持参してください。

（下図参照）



※使用する定型封筒のサイズは特に指定はありません。

（例えば、応募収益加算率提案書は長型 3 号、応募申込書などは角型 2 号等をご使用ください。）

※なお、提出いただいた書類は、一切返却できませんのでご了承ください。

(4) 募集要項等に対する質問の受付

① 質問受付期間 平成 29 年 1 月 30 日（月）～平成 29 年 2 月 3 日（金）

② 提出方法 「質問書（柏原市所定様式 5）」により、持参、FAX 又は電子メールにて提出

してください。なお、F A X又は電子メールにて提出いただいた際は、送信後必ず電話でその旨ご連絡をお願いします。(T E L : 072-972-1501 [代表])

③ 提出先 柏原市役所 政策推進部企画調整課

F A X : 072-971-5089

メール : kikaku@city.kashiwara.osaka.jp

④ 回答方法 平成 29 年 2 月 10 日 (金) 午後 5 時までに、柏原市ホームページにて公開します。

5 設置事業候補者の決定

(1) 応募収益加算率提案書を公開の場で開封し、公募物件に対し、柏原市が設定する最低収益加算率以上で、最高の収益加算率で応募申し込みを行った者を設置事業候補者とします。なお、最高収益加算率の応募が 2 者以上ある場合は、公開選定当日、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。諸般の事情により、柏原市が指定する日時・場所に立会うことができない場合は、本件自動販売機設置事業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ、設置事業候補者を決定します。

(2) 設置事業候補者の決定(公開選定)について

① 日時 平成 29 年 2 月 24 日 (金) 午後 1 時 30 分より

② 場所 柏原市役所 入札室

③ 注意事項 公開選定の立会いは、応募者及びその代理人以外の方は入場できません。

(3) 決定した設置事業候補者にのみ、設置事業候補者として決定した旨の連絡をします。

(4) 不正な公募が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止又は延期することがあります。

6 資格要件の審査及び設置事業者の決定

(1) 平成 29 年 3 月 3 日 (金) 午後 5 時までに下記の書類を提出いただき、必要な資格を満たしている者を設置事業者として決定し、3 月 7 日 (火) (予定) に通知書を送付します。なお、資格審査の結果不適格となった場合及び設置事業者の決定までに辞退の申出があった場合は、次順位者を設置事業候補者とし、下記の書類を提出いただき資格審査を行います。以降、順次資格審査を行い、設置事業者を決定します。

《提出書類》※提出部数は、各 1 通とし、柏原市役所政策推進部企画調整課に提出 (提出方法は持参のみ)

① 「身分証明書」及び「登記されていないことの証明」 ※個人の場合のみ

② 役員名簿 (氏名、ふりがな、住所、生年月日及び性別が記載されたもの) ※法人の場合のみ

③ 2-(7)にかかる許認可等の免許証の写し ※該当の場合のみ

※提出書類は、すべて原本を提出すること。(証明書については発行日から 3 ヶ月以内のもの。)

(2) 設置事業者の公表等

柏原市ホームページに、決定した収益加算率及び設置事業者の法人名 (または個人名) を掲

載します。

7 使用許可申請の手続き

設置事業者が決定した者は、平成 29 年 3 月 10 日（金）までに、行政財産使用許可申請提出書類を柏原市役所政策推進部企画調整課に提出してください。

《提出書類》※提出部数は各 1 通

- ① 行政財産使用許可申請書(柏原市指定様式)
- ② 設置場所の図面
- ③ 設置する自動販売機のカタログ(寸法及び消費電力のわかるもの)
- ④ 実施者及び連絡先届出書

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取消します。

- (1) 設置事業者が応募者の資格を失った場合
- (2) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可申請の手続きに応じなかった場合
- (3) 柏原市が指定する期日までに、使用料が納入されなかった場合

9 許可の取消し・変更

次のいずれかに該当する場合は、許可期間中であっても許可を取消し、又は変更する場合があります。

- (1) 設置事業者が応募者の資格を失った場合
- (2) 許可した場所を、公用又は公共用に供する必要が生じたとき
- (3) 設置事業者が許可条件に違反したとき
- (4) 法令により処罰を受けたとき
- (5) 本許可条件を変更する必要が生じたとき

※使用許可期間の満了前でも、柏原市の行政財産の用途又は目的のため必要が生じた場合、また、施設の改廃がある場合には、使用許可を取り消す事がありますが、この場合、事業者が損害が生じても柏原市はその賠償の責を負いません。

10 公募の応募資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から 5 年間、柏原市の自動販売機に関する公募の応募資格を失います。

- (1) 設置事業者が、柏原市が指定する期日までに使用許可申請の手続きに応じなかったとき
- (2) 許可条件に違反し使用許可が取消されたとき
- (3) 正当な理由なくして自動販売機の設置を辞退したとき
- (4) 使用許可期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去したとき

11 その他

- (1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。
- (2) 本募集要項に定めのない事項については、地方自治法、同施行令、柏原市財務規則その他関連法令に定めるところによります。
- (3) 2-(4)に該当するか否かを大阪府柏原警察署に対して照会することがあります。
- (4) 次のいずれかに該当した場合、残りの使用許可期間の設置事業者の決定方法は以下のとおりとします。
 - ① 設置事業者の決定または使用許可を取消されたとき
 - ② 設置事業者決定後に、正当な理由なくして自動販売機の設置を辞退したとき
 - ③ 使用許可期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去したとき

公募結果の次順位者を設置事業候補者とし、必要書類を提出いただき資格審査を行います。審査の結果、設置事業者を決定します。なお、次順位者の設置事業候補者が辞退した際は、次々順位者を設置事業候補者とします。

12 問い合わせ

柏原市役所 政策推進部企画調整課 担当：具志堅

電話：072-972-1501（代表）

FAX：072-971-5089

メールアドレス：kikaku@city.kashiwara.osaka.jp